

# ゆめはな開花プロジェクト推進事業助成金交付要綱の概要

(公財) 山口県市町村振興協会

## 1 助成対象事業

県要綱に定める県補助金対象事業とする。

なお、対象経費についても、県と同様とする。

## 2 助成割合

県補助金の3分の1

(県補助金は事業費の2分の1であるため、本協会の助成金は、事業費の6分の1となる。)

- ① 県補助金 : 事業費の2分の1
- ② 本協会助成金 : " 6分の1
- ③ 市町負担額 : " 3分の1

## 3 手続

(1) 県補助金の申請手続に準じた手続とする(提出先は、市町村振興協会)。

- ・ 申請様式は、県要綱に準じたものとする。
- ・ 添付書類は、県提出資料の写しを活用する。

(2) 振興協会への交付申請は、県が申請を受理し、交付決定通知がなされた後、速やかに行うこととする(効率的な事務処理を行うため)。

(3) 事業の実績報告は、事業完了日から起算して20日経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い期日(県と同時期)までに行うものとする。これにより、最終的な額決定を年度内に行う(当該年度の助成金として支給するため)。

## 4 助成金の交付

助成金は、実績報告を受理し、交付すべき助成金の額が確定した後に交付する。ただし、理事長が必要があると認める場合には、概算払いにより交付することができる。